

## パブリックコメントを実施しています

企画財政課 総合政策担当 ☎ 991-1818  
新市街地整備課開発建築担当 ☎ 991-1858

町では、次の2案について、町民の皆さんのご意見を募集しています。皆さんのご意見をお聞かせください。

### 1. 松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)

■内容/人口の将来展望などを示す松伏町人口ビジョンを踏まえ、今後5か年のまち・ひと・しごと創生に係る目標や具体的な施策をまとめた計画

■募集期間/平成27年12月25日(金)  
～平成28年1月25日(月)

■問合せ/企画財政課 総合政策担当

### 2. 松伏町空家等対策計画(素案)

■内容/「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、松伏町における空家等に関する対策を総合的に実施するための計画

■募集期間/平成27年12月25日(金)  
～平成28年1月25日(月)

■問合せ/新市街地整備課 開発建築担当

■公表場所/役場本庁舎1階町政情報コーナー、中央公民館図書室、赤岩地区公民館図書コーナー、町ホームページ、その他(1. 役場本庁舎企画財政課窓口、2. 役場第二庁舎新市街地整備課窓口)

■意見の提出方法/所定の用紙に、必要事項(住所、氏名、ご意見など)をご記入の上、次の提出先に、郵送(消印有効)、FAX、電子メール又は直接提出してください。

#### ■意見の提出先

	1. 松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略	2. 松伏町空家等対策計画
郵送	〒343-0192 松伏町大字松伏2424番地 松伏町役場	
	企画財政課総合政策担当	新市街地整備課開発建築担当
FAX	991-7681	991-9092
E-Mail	kizai1020100@town.matsubushi.lg.jp	kaihatsu-m@town.matsubushi.lg.jp

#### ■ご意見に対する回答

提出されたご意見などは、類似の内容については取りまとめ、町の考え方を付して町ホームページで公表します。個別に回答は行いません。また、公表する際、住所・氏名などは記載しません。

## 新成人の皆さんへ ご存知ですか？国民年金

住民ほけん課 年金担当 ☎ 991-1870  
春日部年金事務所 ☎ 048-737-7112(音声②)

国民年金は、日本国内に住んでいる20歳から60歳未満のすべての人が加入し、自ら国民年金保険料を納める制度です。老後、病気・ケガで障害が残った時などにも支給が受けられるよう、社会全体で支えあうことで成り立っています。

#### ■公的年金は、次のタイプに分かれます

- ▶学生、フリーター、自営業者、農業者で20歳になった人は国民年金の加入が必要です。
- ▶サラリーマン、公務員などは、厚生(共済)年金として給与から保険料は天引きされます。
- ▶サラリーマン、公務員などに扶養されている配偶者は保険料の負担はありませんが、配偶者の勤務先に届出が必要になります。

#### ■保険料を納めるのが大変なときは？

- ▶学生納付特例制度  
学生の方は、一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合には保険料の納付が猶予される制度です。年度内に手続きをお願いします。  
対象となる学生/学校基本法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する学生
- ▶若年者納付猶予制度  
学生でない30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。  
※所得金額については、お問い合わせください。

#### ■公的年金の給付は、次の3種類があります。

- ▶老齢年金、障害年金、遺族年金 ※詳細については、お問い合わせください。